

「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」改定検討会の設置に係る背景及び目的について

令和8年8月21日

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課（上下水道審議官グループ）

- 鉛製給水管は、1980年代後半まで全国的に使用されてきた。
- 使用範囲は、配水管分岐から給水栓までであり、公道部と宅地部に区分される。

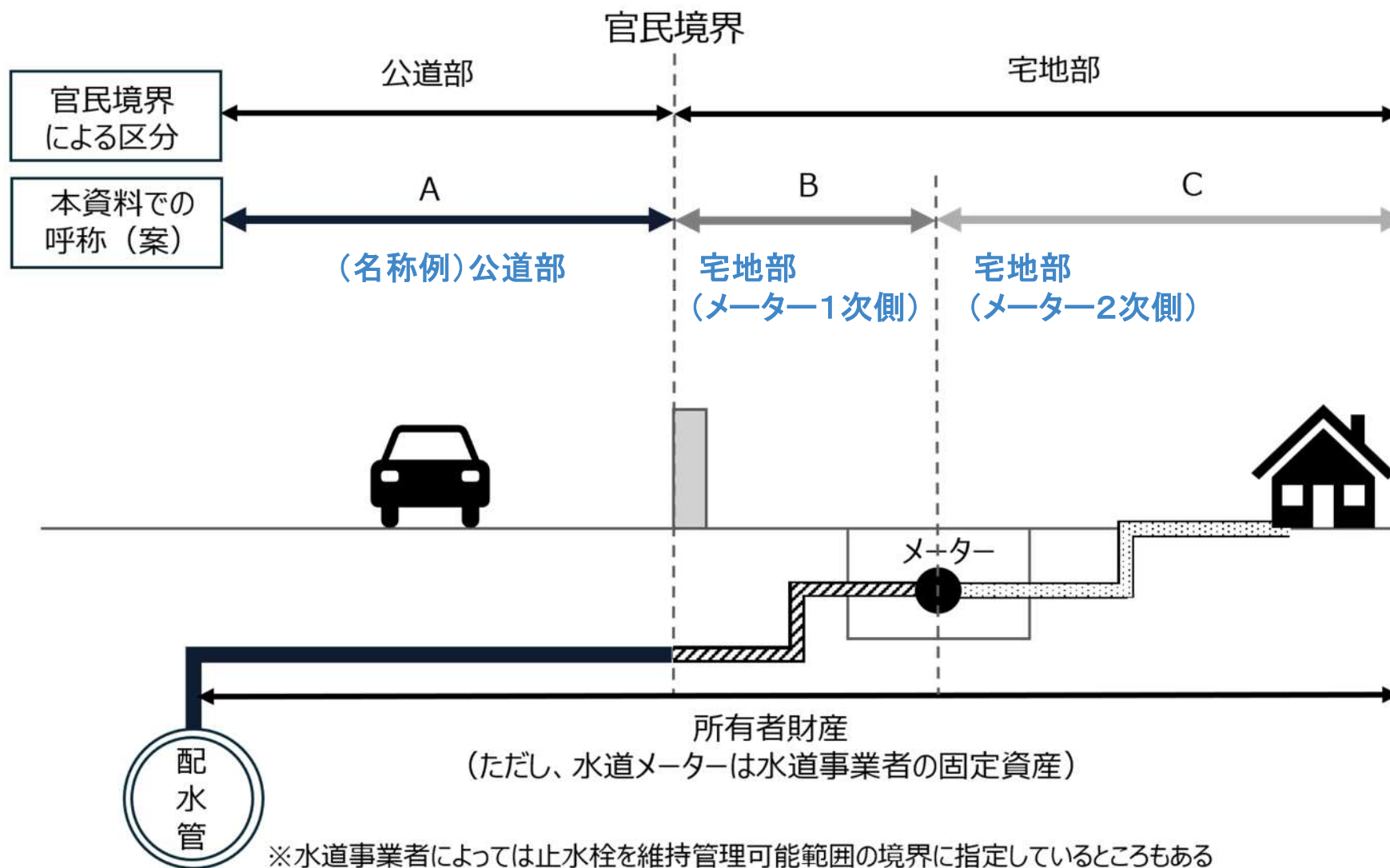


図1 公道部・宅地部の区分

- 残存件数・延長は公道部・宅地部ともに減少傾向で推移しているが、平成26年以降の減少ペースは鈍化している。

件数は、303万件（平成26年度）から192万件（令和5年度）に減少。

延長は、5,800km（平成26年度）から3,400km（令和5年度）に減少。

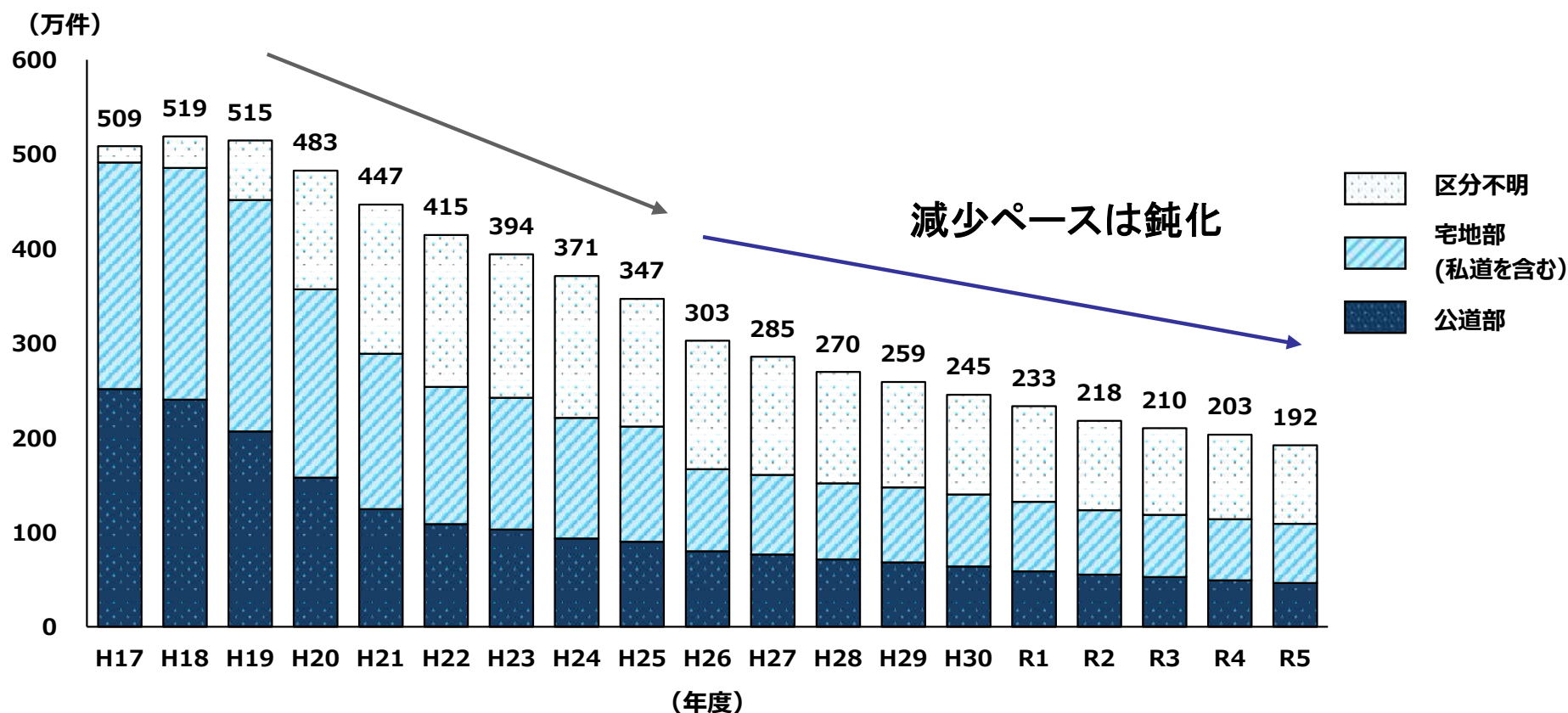


図2 鉛製給水管 残存件数の推移(出典:水道統計)

- 水道事業者の鉛製給水管の残存状況は、「現在も残存している」が35%、「使用されていたが、布設替えを完了している」が25%、「これまで使用されたことがない」が40%、「把握できていない」と回答した事業者が1事業者

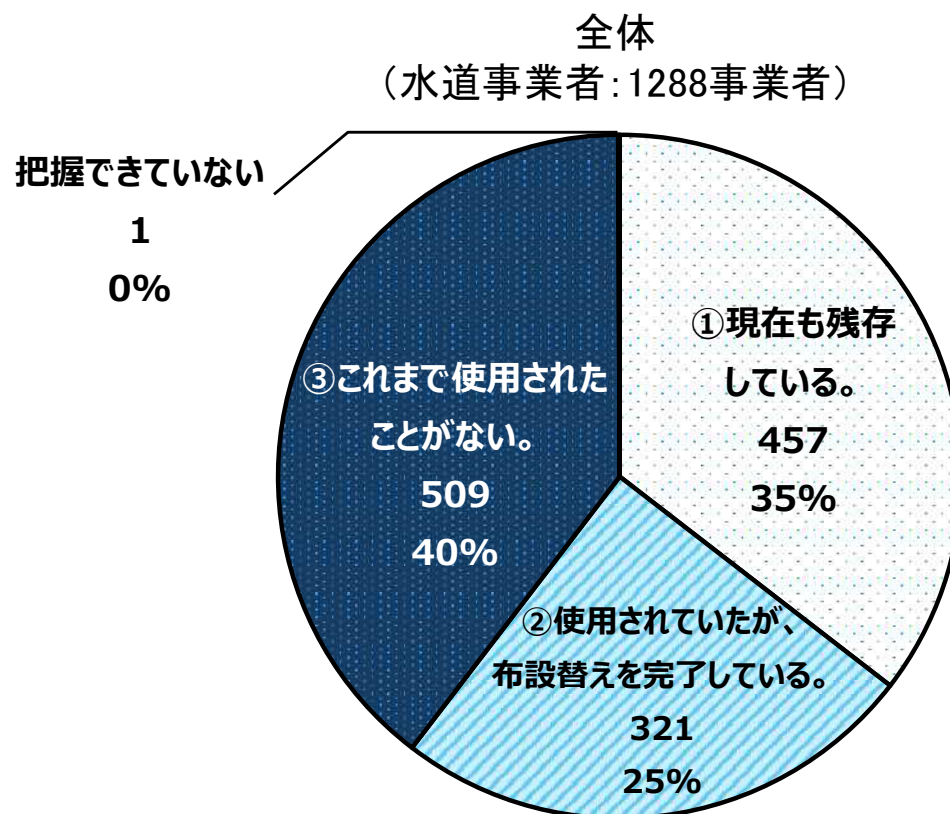


図3 鉛製給水管の残存把握状況比率

- 中小規模水道事業者の布設替え計画策定率が低い。
鉛製給水管が残存している水道事業者のうち、「布設替え計画がある」が約35%、「布設替え計画を検討中」が約12%、「布設替え計画がない」が約53%

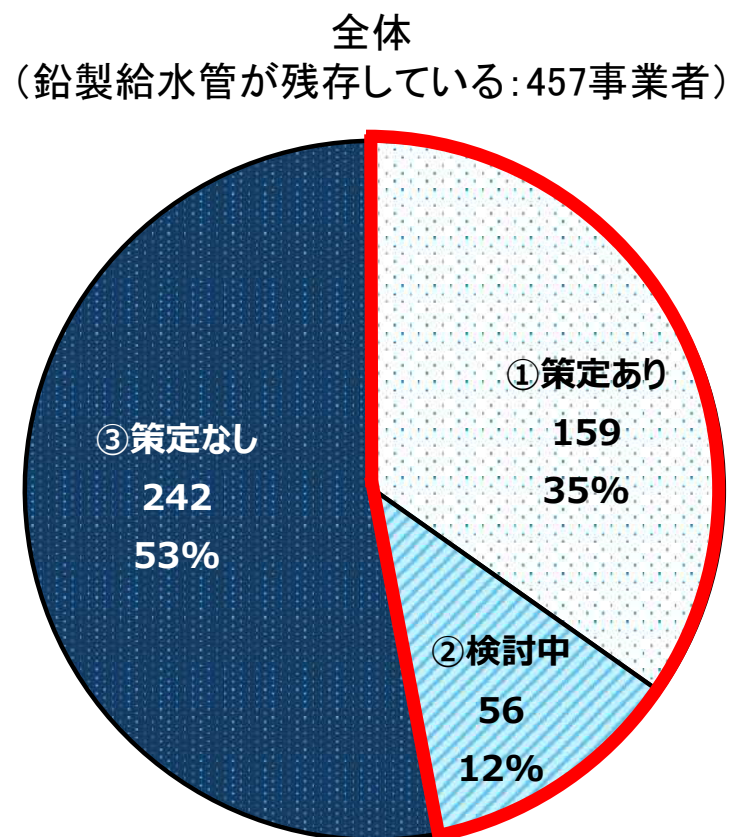


図4 鉛製給水管の布設替え計画策定事業者数と比率

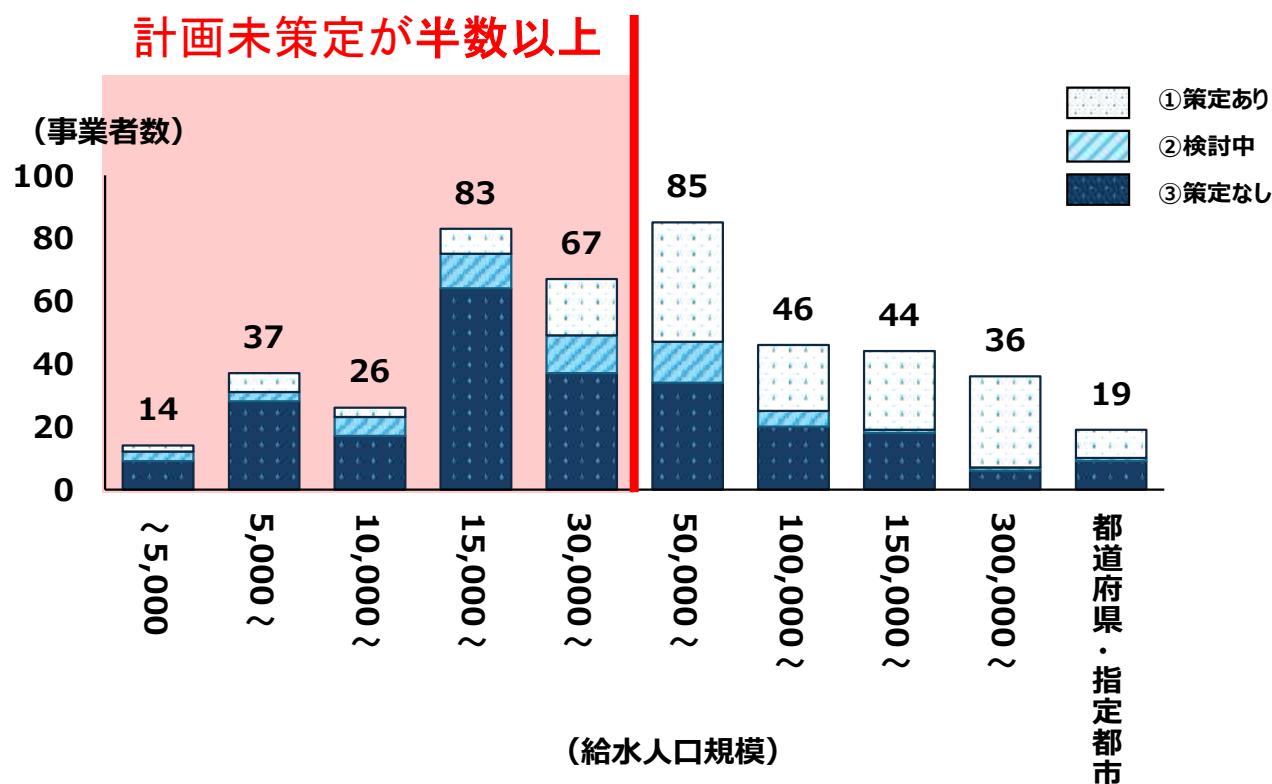


図5 鉛製給水管の布設替え計画策定状況
(事業規模別・事業者数)

出典: 国土交通省、令和5年度運営状況調査結果

- 令和8年1月に国土交通省は「鉛製給水管の解消に向けた対応方針」として解消に向けた6つの取組を掲げている。

- ①立入検査による計画策定の指導
- ②鉛製給水管に関する広報強化
- ③残存件数や推移の見える化
- ④「鉛製給水管の利用を停止した年度」をリスト化し、国のHPで公表
- ⑤布設替えに関する手引きの改定
- ⑥家屋の建替え時等の鉛管更新

- 国が掲げる鉛製給水管解消に向けた令和10年度までの目標値

項目	現状 (令和6年3月)	令和10年度末
鉛製給水管が残存している水道事業者における更新計画の策定率	35%	100%
鉛製給水管残存件数の年度毎の解消件数	10.6万件 (直近5年平均値)	15万件/年度

出典：国土交通省、令和8年1月鉛製給水管の解消に向けた対応方針

改定の背景

- ✓ 鉛製給水管は、昭和3年に「水道用鉛管」として日本標準規格が定められ、国家規格として給水管への採用が進められてきたが、鉛ばく露に伴う健康影響(慢性毒性、発がん性)や漏水の問題があることから水道水質基準の強化や布設替えが進められてきた。
- ✓ また、過去の大規模地震において、鉛製給水管は、鋳鉄管や鋼管、ポリエチレン管といった他の管種に比べ破損率が高いことが報告されており、国土強靱化を図る観点からも、更新が急がれる状況である。
- ✓ 水道ビジョンでは、「鉛製給水管の総延長をできるだけ早期にゼロにする」ことを施策目標に掲げており、その後「鉛製給水管布設替えに関する手引き」(以下「現行手引き」)を公表しているが、近年の鉛製給水管の更新ペースは鈍化しており、公道部・宅地部合わせて約192万件が残存(令和5年度末時点)している。また、特に中小規模水道事業者の布設替え計画策定率が低いことが明らかとなっており、解消に向けた取組の加速が必要である。

改定の目的

鉛製給水管の早期解消に向け、布設替えの取組を推進すること

- ① 布設替え計画未策定事業者、特に中小規模水道事業者の計画策定及び実行促進に向けた実務をまとめた手引きとする。
- ② 公道部・宅地部を含めた布設替え実施につながる具体事例を充実する。

検討会の設立趣旨

- ✓ 現行手引きの改定にあたり、学識経験者や布設替えに積極的に取り組んでいる水道事業者等から鉛管解消促進策に関する意見を得ること。

検討会の議論内容

議論の項目	議論の内容
1 鉛製給水管の解消促進のための方策について	・ 布設替え計画の策定を促すための方策 ・ 布設替えの実施を推進するために有効な方策
2 現行手引きの改定について	・ 改定版手引きの構成 ・ 現行手引きにおいて修正あるいは追加すべき内容



「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」改定版

- ヒアリング事業者及びヒアリング項目の整理
- 積極的に解消促進すべき水道事業者へのアンケート(R8.7実施済)
- 現行手引きの課題把握
- 改定方針等の整理

第1回検討会:改定方針(構成・内容)、ヒアリング対象・項目の審議

8月

- 解消が進んでいる水道事業者へのアンケート・ヒアリング実施
- 検討会に手引き(改定案)を提示

第2回検討会:ヒアリング結果報告、手引き(改定案)の審議

10~11月

- 手引き(改定案)の修正
- 検討会に手引き(改定案)を提示

第3回検討会:手引き(改定案)の審議

1~2月

- 手引き(改定案)の修正
- 改定手引きの公表

3月

- 鉛製給水管は、管内に錆が発生せず、加工・修繕が容易であることから、1980年代後半までを中心に使用されてきた。しかし、鉛ばく露に伴う健康影響や漏水の問題があることから水道水質基準の強化や布設替えが進められてきた。
- 「水道ビジョン」(平成16年策定)では、鉛製給水管はできるだけ早期にゼロにする目標を掲げており、現行手引きでは、水道事業者等が鉛製給水管の布設替え等を促進するために必要となる基本的事項や布設替え計画策定方法等を示している。

年	主な取組
平成4 (1992)	鉛の水道水質基準が0.1mg/L以下から0.05mg/L以下に改正された。
平成5 (1993)	水道水質基準の改正を踏まえ、従来の裸鉛管を規格から削除し、「ポリエチレンライニング鉛管」のみの規格に改正された。
平成14 (2002)	鉛の水道水質基準が0.05mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された。
平成16 (2004)	水道水質基準の改正を踏まえ、水道用ポリエチレン複合鉛管(JIS H 4312)が規格から廃止された。 「水道ビジョン」にて鉛製給水管をできるだけ早期にゼロにする目標を掲げた。
平成19 (2007)	鉛に係る水質基準確保のため、水道事業者等に対して「鉛製給水管の適切な対策について」を通知した。
令和8 (2026)	「水道の諸課題に係る有識者検討会」での議論を踏まえ、今後の「鉛製給水管の解消に向けた対応方針」を公表した。(P6参照)